

土木工事設計積算システム管理運営要領

第1条（趣旨）

この要領は、建設緑政局総務部技術監理課が管理する土木工事設計積算システム（以下「システム」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定める。

第2条（システムの設置及び使用）

システムは、別表1「システム利用機関」に掲げる課、区役所道路公園センター及び事務所の指定した計画配置パソコン及びそれに準ずるパソコンに設置するものとし、原則として登録された職員（以下「電算操作者」という。）が使用するものとする。

第3条（電算の利用時間）

- 1 電算の利用時間は、特別な事情を除いて、原則として24時間運用とする。
- 2 前項で対象とする特別な事情とは、次のとおりとする。
 - （1）川崎市インター・イントラネット回線の運用停止時
 - （2）第3庁舎電気設備点検時
 - （3）総括システム管理者が必要と認めた時

第4条（電算の操作）

- 1 操作については、基礎データ及び設計書データ等の滅失、毀損、改ざん等の事故を防止するため、次の各号に掲げるところによるものとする。
 - （1）積算システムの稼動は、電算操作者以外に行ってはならない。
 - （2）電算操作者の登録は、システム管理者が行う。
 - （3）電算操作者は、次の各号によるものとする。
 - ア 電算管理者
 - イ 電算管理者が必要と認めるシステム設置機関の職員
 - ウ 総括システム管理者が必要と認める職員
 - エ 総括システム管理者がシステムに係る作業を委託したもの
- 2 電算操作者がシステムを利用することができるのは、原則としてそのものが所属する設置機関に限るものとする。
- 3 操作に当たっては、積算システム利用の手引書等によること。

なお、疑問がある場合は、電算操作者は電算担当者の指示に、電算担当者はシステム担当者の指示に従うこと。
- 4 電算操作者は、完成した設計書データをデータベースに保存すること。また、

データベースへの登録状況を総括電算管理者に報告すること。

- 5 電算操作者は、VDU作業に関する労働衛生管理基準を遵守しなければならない。

第5条（システムの運用組織）

システムの運用に関する事務を適正かつ円滑に遂行するため、次に掲げる者をもって運営する。

- (1) 総括システム管理者
- (2) システム管理者
- (3) 総括電算管理者
- (4) 電算管理者
- (5) システム管理担当者
- (6) システム担当者
- (7) 電算管理担当者
- (8) 電算担当者

第6条（総括システム管理者）

- 1 総括システム管理者は、システムの管理及び運営の全般を総括する。
- 2 総括システム管理者は、建設緑政局総務部の長をもって充てる。

第7条（システム管理者）

- 1 システム管理者は、システムの管理及び運用を行うため次の職務を行うものとする。
 - (1) 電算操作者の利用状況の把握及び利用調整に関すること。
 - (2) 電算管理者の取りまとめに関すること。
 - (3) 電算操作者の利用者ID及び初期パスワードの登録に関すること。
 - (4) データベース内の設計ファイルの管理に関すること。
 - (5) その他電算の管理に関すること。
- 2 総括システム管理者が不在の場合は、その職務を代理する。
- 3 システム管理者は、建設緑政局総務部技術監理課の長をもって充てる。

第8条（総括電算管理者）

- 1 総括電算管理者は、所属の電算の管理及び運営の全般を総括する。
- 2 総括電算管理者は、システムが設置されている機関の長をもって充てる。
ただし、区役所道路公園センター及び事務所以外の設置機関には置かないものとする。

第9条（電算管理者）

- 1 電算管理者は、所管の電算を管理するため次の職務を行うものとする。
 - （1）所属の電算操作者の利用状況の把握及び利用調整に関すること。
 - （2）所属の電算管理担当者及び電算担当者の指名及び報告（2号様式）に関すること。
 - （3）所属の電算操作者の決定（変更）及び登録依頼（3号様式）に関すること。
 - （4）その他電算の管理に関すること。
- 2 総括電算管理者を置かない設置機関の電算管理者は、総括電算管理者の職務を併せて行う。
- 3 電算管理者は、積算システムを利用する課等の長又は総括電算管理者の指名する課長又は担当課長とする。

第10条（システム管理担当者）

- 1 システム管理担当者は、端末システムの円滑な運用を図るため、次の職務を行うものとする。
 - （1）システムの利用時間に係わる総合調整に関すること。
 - （2）システムの運用に関するシステム設置機関への指導及び講習の実施に関すること。
 - （3）システム設置機関との連絡調整に関すること。
 - （4）その他電算の管理に関すること。
- 2 システム管理担当者は、総括・土木、下水、水道及び港湾担当を設置する。
- 3 システム管理担当者（総括・土木）は、システム全般及び土木部門の管理及び運営を担当する。
- 4 システム管理担当者（下水）は、システムの下水道部門の管理及び運営を担当する。
- 5 システム管理担当者（水道）は、システムの水道部門の管理及び運営を担当する。
- 6 システム管理担当者（港湾）は、システムの港湾部門の管理及び運営を担当する。
- 7 システム管理担当者は、システム管理者が指名する者とする。

第11条（システム担当者）

- 1 システム担当者は、端末システムの円滑な運用を図るため、次の職務を行うものとする。
 - （1）システムの運用に関するシステム設置機関への指導及び講習の実施に関すること。

- (2) システムの異常時における処理の指示に関すること。
- (3) システム設置機関との連絡調整に関すること。
- (4) その他電算の管理に関すること。
- 2 システム担当者は、総括・土木、下水、水道及び港湾担当を設置する。
- 3 システム担当者（総括・土木）は、システム全体のハードウェアの維持管理及び運用に関する職務を行うとともに、システム管理担当者を補佐する。
- 4 システム担当者（下水）は、下水道部門のシステムの管理及び運営について、システム管理担当者を補佐する。
- 5 システム担当者（水道）は、水道部門のシステムの管理及び運営について、システム管理担当者を補佐する。
- 6 システム管理担当者（港湾）は、システムの港湾部門の管理及び運営を担当する。
- 7 システム担当者は、システム管理者が指名する者とする。

第 12 条（電算管理担当者）

- 1 電算管理担当者は、所管の電算業務の円滑な運用を図るため、次の職務を行うものとする。
 - (1) 総務部技術監理課との連絡調整に関すること。
 - (2) 所管の出力データ等の管理指導に関すること。
 - (3) 所管の電算の利用状況に関すること。
 - (4) その他所管の電算の管理に関すること。
 - (5) 所属する電算担当者の指導及び助言に関すること。
- 2 電算管理担当者は、総括電算管理者が指名する者とする。

第 13 条（電算担当者）

- 1 電算担当者は、システム担当者の指示により、端末システムの円滑な運用を図るため、次の職務を行うものとする。
 - (1) 所属する課所内の電算操作者へのシステム利用に係る指導及び助言に関すること。
 - (2) 電算の操作及び所管の電算の利用状況に関すること。
- 2 電算担当者は、総括電算管理者が指名する者とする。

第 14 条（システム管理運営協議会）

- 1 システムの総合的かつ効率的な運営を図るため、システム管理運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) システムの管理運営に関する事項
 - (2) システムの改善に関する事項
 - (3) その他システムの管理運営に関し、総括システム管理者が必要と認める事項
- 3 協議会は、総括システム管理者、建設緑政局、まちづくり局、上下水道局及び港湾局に設置している局の庶務担当課長、システム管理者、システム管理担当者、システム担当者、及び総括システム管理者より指名を受けた総括電算管理者等をもって構成する。
- 4 総括システム管理者は、必要時に協議会を招集し、その議長となる。
- 5 協議会に必要な事務を処理するため、総務部技術監理課内に事務局を置く。

第 15 条（システムの異常時の措置）

システムに障害が発生した場合は、直ちに電算担当者に報告し、電算担当者は事故発生の確認をし、必ず電算担当者がシステム担当者に連絡し、その指示に従う。

第 16 条（データベースの管理）

システム管理者は、データベース内の設計書データについて、不必要なデータであると判断した場合は、データを削除することができる。

第 17 条（機密保護）

- 1 システムを利用することにより知り得た事項は、職務上必要な場合を除いては、他に漏らしてはならない。
- 2 システムの処理に必要な、利用者 ID とパスワードについては、特に機密の保護に務めなければならない。
- 3 システムにおいて、守秘の必要のあるプログラム及びデータの保護をするため、次のとおりアクセス管理を行う。
 - (1) システム管理者は、電算操作者別にアクセスするための利用者 ID 及び初期パスワードを決定する。
 - (2) アクセスするときは、各自の定められた利用者 ID 及びパスワードを使用しなければならない。
 - (3) 利用者 ID 及びパスワードは、電算操作者相互間であっても互いに漏らしてはならない。
 - (4) 使用可能な機能を職務内容に応じ、別表 2 「電算操作範囲表」のとおりに制限する。

- (5) 設計ファイルを共有化した場合、目的達成後には必ず共有化を解除しなければならない。

第 18 条（システム保守業務委託に伴う監督員の指定）

1 システムの保守及び基礎データ更新を行うための委託契約に伴い適正な履行を確保するため、監督員の指定を次の各号で定める。

(1) 総括監督員はシステム管理者をもって充てる。

(2) システム管理者は次のとおり監督員を指定する。

ア 主任監督員（総括・土木）はシステム管理担当者（総括・土木）から指定する。

イ 主任監督員（下水）はシステム管理担当者（下水）から指定する。

ウ 主任監督員（水道）はシステム管理担当者（水道）から指定する。

エ 主任監督員（港湾）はシステム管理担当者（港湾）から指定する。

オ 一般監督員（総括・土木）はシステム担当者（総括・土木）から指定する。

カ 一般監督員（下水）はシステム担当者（下水）から指定する。

キ 一般監督員（水道）はシステム担当者（水道）から指定する。

ク 一般監督員（港湾）はシステム担当者（港湾）から指定する。

2 (1) 前項の総括監督員、主任監督員及び一般監督員の業務については、「川崎市請負工事監督規程第 4 条」を準用する。なお、「約款」は「委託契約」、「工事」は「委託」と読み替える。

(2) システムの下水道部門、水道部門及び港湾部門のそれぞれの主任監督員は「川崎市請負工事監督規程第 5 条第 3 項」を準用し、下水道部門、水道部門及び港湾部門のそれぞれの総括監督員の業務を併せて担当する。

第 19 条（その他）

この要領施行に関し、必要な事項については、システム管理者が定める。

附 則

1 この要領は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

2 土木工事積算システム管理運営要領は廃止する。

附 則

この要領は、平成 12 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成20年 5月 1日から施行する。

附 則
この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則
この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則
この要領は、平成24年 1月 1日から施行する。

- 附 則
- 1 この要領は、平成26年8月14日から施行する。ただし、別表1に港湾局港湾振興部庶務課、港湾局港湾経営部整備計画課及び港湾局川崎港管理センター整備課を加える改正に係る部分については、港湾局が土木工事積算システムの運用を開始する平成27年7月1日から施行する。
 - 2 土木工事積算システム電算管理要領は廃止する。

附 則
この要領は、平成28年 4月 21日から施行する。

附 則
この要領は、平成30年 5月 1日から施行する。

別 表 1

システム設置機関	
建設緑政局 総務部 技術監理課	麻生区役所 道路公園センター
建設緑政局 総務部 企画課	まちづくり局 登戸区画整理事務所
建設緑政局 広域道路整備室	上下水道局 水道部 水道計画課
建設緑政局 緑政部 みどりの協働推進課	上下水道局 水道部 水道管路課
建設緑政局 緑政部 みどりの保全整備課	上下水道局 水道部 工業用水課
建設緑政局 緑政部 多摩川施策推進課	上下水道局 水道部 施設整備課
建設緑政局 緑政部 霊園事務所	上下水道局 水道部 第1配水工事事務所水道設備課
建設緑政局 緑政部 生田緑地整備事務所	上下水道局 水道部 第2配水工事事務所
建設緑政局 等々力緑地再編整備室	上下水道局 水道部 第3配水工事事務所
建設緑政局 道路河川整備部 道路整備課	上下水道局 水管理センター 水道施設管理課
建設緑政局 道路河川整備部 道路施設課	上下水道局 下水道部 下水道計画課
建設緑政局 道路河川整備部 河川課	上下水道局 下水道部 下水管路課
建設緑政局 道路河川整備部 南部都市基盤整備事務所	上下水道局 下水道部 施設課
建設緑政局 道路河川整備部 北部都市基盤整備事務所	上下水道局 下水道部 西部下水道管事務所
建設緑政局 自転車利活用推進室	上下水道局 下水道部 北部下水道管理事務所
川崎区役所 道路公園センター	上下水道局 南部下水道事務所
幸区役所 道路公園センター	上下水道局 中部下水道事務所
中原区役所 道路公園センター	上下水道局 下水道施設担当 保全担当
高津区役所 道路公園センター	港湾局 港湾振興部 庶務課
宮前区役所 道路公園センター	港湾局 港湾経営部 整備計画課
多摩区役所 道路公園センター	港湾局 川崎港管理センター 整備課

別 表 2

電算操作範囲表

区 分		電算管理業務に係る範囲	積算業務に係る範囲
総括電算管理者		○	○
電算管理者		○	○
電算管理担当者		○	○
電算担当者		×	○
電算操作者		×	○
積算業務 に従事し ない者	総括電算管理 者が指示又は 承認した者	×	○
	その他の者	×	×

(○印は操作可、×印は操作不可)

(2号様式)

電算管理者等報告書

平成 年 月 日

システム管理者 様

総括電算管理者

(電算管理者) 名 _____

標記について、次の職員を指名しましたので報告します。

1 電算管理者

所属課・係名	職名	氏名	電話 (内線)

2 電算管理担当者

所属課・係名	職名	氏名	電話 (内線)

3 電算担当者

所属課・係名	職名	氏名	電話 (内線)

(3号様式)

電算利用者登録依頼書

平成 年 月 日

システム管理者 様

総括電算管理者
(電算管理者)名 _____

標記について、当機関における電算操作者を次のとおり決定しましたので登録を依頼します。

登録種別	所属名	職員番号	氏名	利用者ID	パスワード 有無	備考

(注)備考欄に、積算業務従事者の場合は○印、そうでない場合は×印を記入する。

土木工事設計積算システム運営協議会申合せ事項

土木工事積算システム管理運営協議会
総括システム管理者指名構成員

総括電算管理者	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
建設緑政局 総務部 庶務課 庶務係長	○	○	○	○	○	○	○	○
建設緑政局 緑政部 みどりの保全整備課長	○	○	○	○	○	○	○	○
建設緑政局 道路河川整備部 道路整備課長	○	○	○	○	○	○	○	○
川崎区役所 道路公園センター所長	○			○				○
幸区役所 道路公園センター所長		○			○			
中原区役所 道路公園センター所長			○			○		
高津区役所 道路公園センター所長				○			○	
宮前区役所 道路公園センター所長	○				○			○
多摩区役所 道路公園センター所長		○				○		
麻生区役所 道路公園センター所長			○				○	
まちづくり局 登戸区画整理事務所長	○	○	○	○	○	○	○	○
上下水道局 水道部 水道管路課長	○	○	○	○	○	○	○	○
上下水道局 下水道部 下水道管路課長		○		○		○		○
上下水道局 下水道部 施設課長	○		○		○		○	
港湾局 港湾振興部 庶務課 技術監理担当課長		○	○	○	○	○	○	○

